

BELS評価申請の提出書類一覧表(住宅・住戸)

2016年8月20日 作成

■申請書のまとめ方

1. 申請書等は正本1部、副本1部(他制度等への活用を想定される場合は、必要に応じて副本2部)をご用意下さい。
2. 設計住宅性能評価申請等と併願申請する場合は、書類を合体し図書を兼用することができますが、BELS評価申請書類をわかりやすく綴じて下さい。
ただし、設計住宅性能評価申請等とは下記の申請書とする。
 - ① 設計住宅性能評価申請
 - ② 低炭素認定に係る技術的審査(BELS評価申請書は所管行政庁用正本の申請書類には綴じないでください)
 - ③ 長期優良住宅に係る技術的審査(BELS評価申請書は所管行政庁用正本の申請書類には綴じないでください)
3. 設備器機ごとに定められている性能値の根拠規格等については、建研ホームページの入力マニュアルや一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページの「温熱・省エネ設備器機ポータルサイト」をご覧ください。

■ BELSに係る評価申請書の書類一覧表

※ 他の申請書と兼用する場合は、それぞれの申請に必要な事項を記載してください。

※ 図書に記載すべき事項を他の図書に明示した場合は、重複する内容を記載する事は要しません。又、評価手法などに応じ添付する事が不要と判断される図書等は申請に添付する事は要しません。

(1)	BELSに係る評価申請書	別記様式第7号
(2)	委任状	別記参考様式第2号
(3)	設計内容(現況)説明書	別記参考様式第1号
(4)	図面等	
	付近見取り図	方位(真北)、道路及び目標となる地物等
	配置図	縮尺、方位(真北)、敷地境界線、建物の位置、他の建築物との別 空気調和設備等及びその他の設備のエネルギー消費性能向上に資する建築 設備(以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」と言う。)の位置
	仕様書及び仕上表	部材の種類及び寸法 エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
	各階平面図	縮尺、方位(真北) 間取り、各室の名称、用途、寸法、天井高さ 壁の位置及び構造 開口部の位置及び構造(ガラス、枠、付属部材等) エネルギー消費性能向上設備の位置 その他、省エネ計算根拠に関連する必要事項
	立面図(全方向)	縮尺 各部寸法 外壁及び開口部の位置 屋根、バルコニー、庇、軒先等の位置 開口部と軒又は庇との関係寸法 エネルギー消費性能向上設備の位置 その他、省エネ計算根拠に関連する必要事項
	断面図又は矩計図	縮尺 建築物の高さ、軒の高さ 外壁及び屋根の構造 床の高さ及び構造 床下及び基礎の構造 小屋裏の構造 庇及び軒先等の出寸法 各階の天井高さ及び構造 小屋裏収納等の構造 その他、省エネ計算根拠に関連する必要事項

	各部詳細図	縮尺 外壁、屋根、床、開口部、基礎、その他で断熱性を有する部分の材料の種類及び各部寸法 その他、省エネ計算根拠に関連する必要事項
	基礎伏図	基礎断熱材の位置及び種類と寸法、各部寸法
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	部屋別床面積表	部屋別の床面積(LDK、その他居室、非居室の面積、居住専用面積合計) 共同住宅等は住戸ごとに算出(タイプ別)
	外皮面積表	各部外皮面積図及び計算書 共同住宅等は住戸ごとに算出(タイプ別)
(5)	住宅・住戸の外皮性能計算書	外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率(冷房期・暖房期)計算書 併願ではない長期優良住宅等の外皮性能計算書は再審査いたします。 共同住宅等は住戸ごとに算出(タイプ別)
(6)	一次エネルギー消費量計算書	建研HPの一次エネルギー消費量計算プログラムからの出力 出力シートに併せて出力結果データ(PDFデータ)を提出してください。 共同住宅等は住戸ごとに算出(タイプ別)
(7)	BELSに係る評価物件掲載承諾書	別記参考様式第3号 ※1
(8)	その他必要な資料	参考情報を記載する場合(別記参考様式第4号)
(9)	建築物のエネルギー消費性能に関する図書	
	機器表	
	空気調和設備	空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法 太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法 節湯器具の種類、位置及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
(10)	各設備及び材料の根拠資料	各材料の種類、仕様を確認できる根拠資料 各設備器機の種類、仕様及び制御方法を確認できる資料
(11)	その他	その他、上記以外の構造、材料、設備器機等で本申請に関連がある図書等

※1 BELS評価書の交付の後に、申請書(別記様式第7号)及びBELS評価書(別記参考様式第1号)に記載されている内容について一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ等にて公開する事になっています。ただし、個人や個別の建築物が特定される項目等については、評価協会の定めるBELSに係る評価物件掲載承諾書(別記参考様式3号)において、公開するが選択されている項目について公開することになります。